

報道関係各位

件 名 地方創生推進交付金を活用した飯能市移住支援金事業について

飯能市移住支援金事業は、東京圏（東京都、千葉県、神奈川県）から本市への新たな「人」の流れの創出及び市内企業の担い手不足解消を目的に、中小企業等への就業や起業等、一定の要件を満たした移住者に対し、最大 100 万円を支給する制度です。

本市では、“農のある暮らし”「飯能住まい」をはじめとした定住人口増加策を推進するにあたり、飯能市移住支援金事業が新たな魅力の一つとなることが期待されることから、本事業を導入し、埼玉県と連携を図りながら、積極的に活用することとしました。

今般、飯能市移住支援金の交付要件の一つである「マッチングサイト登録企業への就業」に関し、求人情報を紹介する埼玉県の当該サイトへの求人情報登録の事前受付が開始されたことから、市では、市内企業の求人情報を 1 件でも多く当該サイトに掲載することで、より多くの方に移住先として選んでいただけるよう、また、市内企業への就業が促進されるよう、関係機関と連携し、積極的な周知を行って参ります。

なお、当該サイトについては、本年9月中旬の運用開始に向け、埼玉県が準備を進めております。

【移住支援金の概要】

（１）移住元に関する要件

次の①又は②のどちらかに該当する必要があります。

- ① 移住する直前に連続して 5 年以上、東京 23 区に在住していた方
- ② 移住する直前に連続して 5 年以上、東京都・千葉県・神奈川県（ただし、東京都・千葉県・神奈川県^{※1}の条件不利地域は除く）に在住し、かつ住民票を移す 3 か月前の時点において、連続して 5 年以上東京 23 区に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る）していた方

（２）移住先に関する要件

次の①から③までの事項のすべてに該当する必要があります。

- ① 平成31年4月1日以降に移住したこと
- ② 移住支援金の申請時に、移住後3か月以上1年以内であること
- ③ 飯能市に移住支援金を申請してから5年以上、継続して居住する意思があること

(3) 就業先および就業条件等に関する要件

次の①から⑦までの事項のすべてに該当する必要があります。

- ① 勤務地が埼玉県内対象地域^{※2}、東京圏以外の地域または埼玉県以外の東京圏内の条件不利地域に所在すること
- ② 埼玉県を含む各都道府県が運営する、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基いて対象法人に就職し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること
- ⑤ ②の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること
- ⑥ 就業先の法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

(4) 起業に関する要件

埼玉県の事業による起業支援金の交付決定を受けており、かつ移住支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること

※1 条件不利地域

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川：山北町、真鶴町、清川村

※2 埼玉県内対象地域

飯能市、秩父市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

担当者

まちづくり推進課長 吉田

連絡先 Tel042-973-2268